

令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験

(日本語指導教諭)実施要項

福岡市教育委員会

本市の求める教員像

- ・ 向上心を持ち、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導ができる教員
- ・ 人権感覚にあふれ、子ども理解に基づいたあたたかい生徒指導ができる教員
- ・ 危機管理意識を持ち、子どもの生命や身体の安全を確保できる教員
- ・ 協調性を持ち、同僚や保護者・地域等と協働しながら教育活動を推進できる教員
- ・ 社会性を備え、法令を遵守しながら体罰や飲酒運転等の不祥事を根絶できる教員

▶ 出願受付期間

[電子申請による出願]

令和8年7月1日(水)～令和8年7月31日(金) ※午後5時まで(受信有効)

▶ 試験日(予定)

[第1次試験(筆記試験)]

令和8年9月5日(土)

[第2次試験(模擬授業・面接試験)]

令和8年10月3日(土)又は令和8年10月4日(日)

▶ 採用区分及び採用予定者数

日本語指導教諭(小学校) 7名

日本語指導教諭(中学校) 3名

(注1) 受験した採用区分と異なる校種又は採用区分に配置されることがあります。

(注2) 外国籍の者については、次のいずれかに該当する者によりのみ受験資格があります。

- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

上記の者については、「任用の期限を付さない常勤講師」としての採用となります。

なお、「任用の期限を付さない常勤講師」は、校務の運営に参画する職や業務に就くことはできません。

1 受験資格

次の①～⑤の受験資格を全て満たす必要があります。

- ① 受験する採用区分に関する普通免許状（採用日時点で有効なものに限る。）を所有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者
- ② 次のア～キのいずれかを満たす者
 - ア 令和9年3月31日までに、「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等」又は「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等」として文部科学省の確認を受けた日本語教員養成課程等を修了していること。
 - イ 令和9年3月31日までに、登録日本語教員養成機関の登録を受けた機関で課程を修了していること。
 - ウ 令和8年3月31日までに、文部科学省が実施する日本語教員試験の基礎試験に合格していること。
 - エ 令和8年3月31日までに、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格していること。
 - オ 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊員又は日系社会青年海外協力隊として、継続して24月以上の派遣期間があること。
 - カ 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、文部科学省の認定を受けた在外教育施設の正規教員として、継続して24月以上（休職等の期間を除く。）の勤務経験を有すること。（校種、学部及び教科を問わない。）
 - キ 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、学校教育法に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（いずれも国公立を問わない。）の正規教員又は常勤若しくは非常勤の講師（助教諭を含む。週の勤務時間が16時間以上の場合に限る。）として、通算12月以上（休職等の期間を除く。）の帰国・外国人児童生徒等に対する日本語の指導経験を有すること。（校種、学部及び教科を問わない。）
- ③ 昭和42年4月2日以降に出生した者
- ④ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者（7頁を参照）
- ⑤ 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者（7頁を参照）

※ 受験資格②の確認資料については、第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

- ア：日本語教員養成課程等の修了の証明書
- イ：登録日本語教員養成機関の養成課程修了の証明書
- ウ：日本語教員試験合格証書又は基礎試験合格証明書
- エ：日本語教育能力検定試験合格証書又は合格証明書
- オ：独立行政法人国際協力機構交付の派遣証明書
- カ・キ：実績証明書

2 優遇措置

令和8年3月31日時点で次の資格を有している者は、第1次試験において優遇措置を受けることができます。出願時に「特定の資格を有する者への優遇措置」欄に印を付けてください。

| 特定資格 | 優遇措置 |
|---------|---------------------------|
| 登録日本語教員 | 第1次試験を全て免除（教養試験及び論文試験を免除） |

3 出願手続 ※電子申請のみ

(1) 出願受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）午後5時まで ※受信有効

※出願は、出願受付期間中に正常に到達したもののみ有効とします。

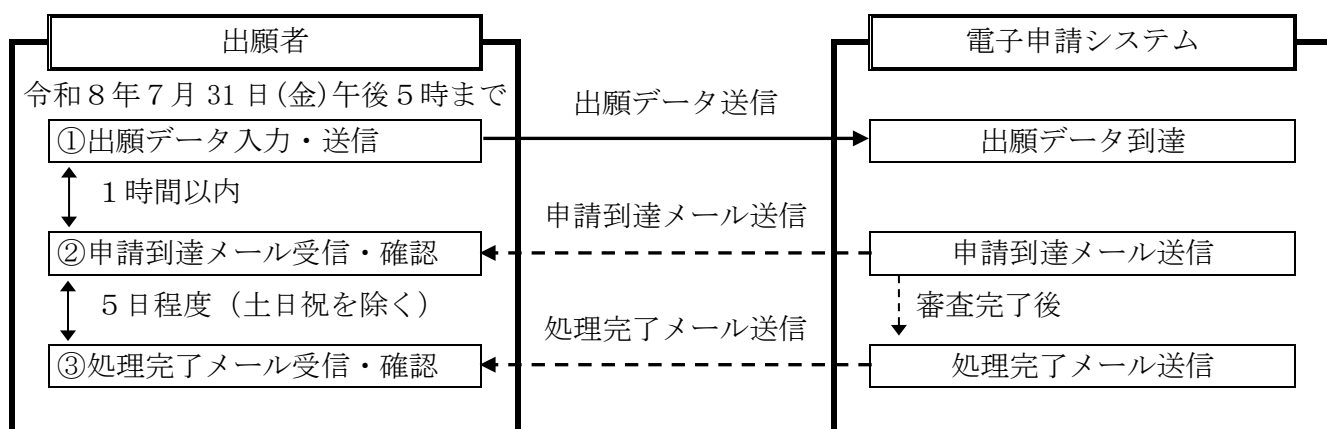
出願受付期間の最終日は回線の混雑が予想されますので、時間に余裕をもって出願してください。

※送信後、1時間以内に「申請到達メール（申請受け付けのお知らせ）」が届きます。1時間が経過してもメールが届かない場合は、教職員第1課まで速やかに電話連絡をしてください。

(2) 出願方法

福岡市教育委員会ホームページ内の「福岡市立学校教員採用候補者選考試験」のページから、電子申請フォームへアクセスし、出願してください。(当該ページの二次元コードは11頁を参照。)

<電子申請の流れ>



※電子申請システム使用上の注意事項

- 福岡市からのメールが、一部のメールサービスでは迷惑メールに振り分けられることがありますので、メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。また、メールアドレスやドメインの指定受信をされている方は、「@mail.graffer.jp」及び「@city.fukuoka.lg.jp」のメールを受信拒否しないよう、設定をお願いします。
- 一度申請した内容の変更はできません。申請内容の修正を行う場合は、一度、申請の取下げを行い、再度、新規申請をする必要があります。「申請を取り下げる」ボタンをクリックして申請の取下げを行い、再度新規申請を行ってください。重複して申請した場合、出願が無効となる場合があります。重複申請にならないよう、必ず申請の取下げを行ってください。
なお、出願データの審査状況により、「申請を取り下げる」ボタンが表示されないことがあります。申請内容の修正を行う際に、「申請を取り下げる」ボタンが表示されていない場合は、教職員第1課までご連絡ください。
- 通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(3) 出願に当たっての留意事項

- ①出願受付期間終了後の採用区分の変更は認めません。
- ②提出書類（電子申請による出願データを含む。以下、同じ。）は返却しません。
- ③提出書類に不備や不足があった場合は、出願を受け付けることができないことがあります。
- ④受験資格の証明ができない場合や、提出書類に虚偽があった場合等は、合格を取り消します。

4 受験票の送付

出願を受け付けた受験者には、受験番号等を記載した受験票を送付します。

出願時に登録されたメールアドレスに送付します。

令和8年8月21日（金）までに受験票が届かない場合は、令和8年8月26日（水）午後5時までに教職員第1課へ必ず電話連絡をしてください。（TEL：092-711-4612）

5 第1次試験

(1)実施日

令和8年9月5日（土）

(2)試験会場

受験票で通知（福岡市内を予定）

(3)集合時間

受験票で通知

(4)持参する物

ア 受験票 ※写真を貼付すること。

イ 筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、プラスチック消しゴム）

ウ 自己PRシート ※特段の事情がない限り、自筆で記入すること。

※上記以外の物を持参する必要がある場合は、受験票で通知します。

(5)試験科目

| 試験科目 | 内容 |
|------|--|
| 教養試験 | 一般知識分野（時事・社会・人文）及び知能分野（文章理解、判断・数的推理、資料解釈）についての択一式による筆記試験 |
| 論文試験 | 学校教育の課題に対して、日本語指導教諭の立場から考え方を論じる問題を出題 |

(6)全部免除者

特定資格「登録日本語教員」を有する者への優遇措置により、第1次試験を全て免除された受験者は、受験票の到着後、下記の書類を郵送により提出してください。

※第1次試験の全部免除者に該当するか否かは、受験票で通知します。

①提出期限

令和8年8月31日（月） ※当日消印有効

※上記期限までに提出されなかった場合は、受験を辞退したものとみなします。

②提出書類

ア 受験票 ※写真を貼付すること。

イ 自己PRシート ※特段の事情がない限り、自筆で記入すること。

③あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）福岡市教育委員会 教職員第1課

（注）ア 角形2号（規格24×33.2cm）の封筒（折曲厳禁）により、簡易書留で提出してください。

イ 封筒の表に、「受験票等在中」と朱書きしてください。

ウ 封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・受験番号を明記してください。

6 第2次試験

- (1)実施日
令和8年10月3日（土）又は令和8年10月4日（日）
- (2)対象者
第1次試験合格者
- (3)試験会場
第1次試験合格者に通知（福岡市内を予定）

(4)試験科目

| 試験科目 | 内容 |
|------|--------------------|
| 模擬授業 | ・学習指導案作成・模擬授業・口頭試問 |
| 面接試験 | ・個人面接 |

- (5)模擬授業
採用区分ごとに、学習指導案作成、模擬授業及び口頭試問を実施します。
 - ①学習指導案作成
学習指導案（1単位時間分の略案）は、提示する問題及び資料をもとに作成します。
 - ②模擬授業
学習指導案に関する模擬授業（授業の一部）は、教室で実施します。
2人の児童生徒がいる想定で実施します。
 - ③口頭試問
口頭試問は、模擬授業後に、学習指導案及び模擬授業に関して実施します。
- (6)面接試験
福岡市立学校教員としての資質や適性等に関する質疑を実施します。
※模擬授業とは別に実施します。

7 試験結果の通知等

- (1)第1次試験の結果については、令和8年9月下旬に合格者へ通知（出願時に登録されたメールアドレスに送信します。）するとともに、合格者の受験番号を福岡市教育委員会ホームページに掲載します。
- (2)第2次試験の結果については、令和8年10月下旬に合格者へ通知（出願時に登録されたメールアドレスに送信します。）するとともに、合格者の受験番号を福岡市教育委員会ホームページに掲載します。
- (3)選考試験（第1次試験又は第2次試験）で不合格となった者には、各試験結果発表後、試験の成績を文書で通知します。

8 採用候補者名簿への登載と採用

- (1) 第2次試験合格者は、原則「令和9年度福岡市立学校教員採用候補者名簿」に登載します。
- (2) 採用は、令和9年4月1日以降、採用候補者名簿に登載されている者の中から逐次行います。
採用候補者名簿の有効期間は令和10年4月30日までです。
- (3) 昭和42年4月2日から昭和43年4月1日に出生した者は、「令和9年度福岡市立学校教員採用候補者名簿」のみの名簿登載となります。
- (4) 採用とは、地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条第1項に基づく条件付採用であり、教員として1年間勤務し、その間、教員としての職務を良好な成績で遂行したときに初めて正式採用となります。
- (5) 名簿登載者は、健康診断を別途通知する時期までに受検してください。名簿登載者でも、病気など健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合は、採用の時期が遅れること又は採用されないことがあります。
- (6) 上記(5)以外に、勤務できない特別な事情がある場合や、採用するにふさわしくない事実があったと判断された場合は、採用の時期が遅れること又は採用されないことがあります。
- (7) 次の場合は、合格を取り消すとともに、採用候補者名簿から削除します。
 - ・免許状取得見込みの者が、令和9年3月31日までに免許状を取得できなかった場合
 - ・採用日時点において有効な普通免許状を所有していない場合
 - ・受験資格の証明ができない場合又は受験資格を欠いていることが判明した場合
 - ・優遇措置の適用を受けた者で、要件を満たしていないことが判明した場合
 - ・提出書類に虚偽があった場合

9 令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験との併願について

一般選考試験又は教職経験特別選考に合格した者が本選考試験に合格した場合は、一般選考試験及び教職経験特別選考の合格を辞退した者として取り扱います。

10 その他

- (1) 受験票や試験結果、採用手続関係書類等は、電子申請による出願時に登録された住所、メールアドレス及び電話番号に郵送・連絡を行います。出願後に住所等を変更した場合は、速やかに電話にて教職員第1課へ連絡するとともに、郵便局へ転居等の必要な手続きを行ってください。
- (2) 志願の情報は、臨時教員や研修の案内等に利用することがあります。
- (3) 試験当日の問い合わせや連絡は、受け付けられません。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、福岡市立学校教員になることはできません。

[地方公務員法第16条関係]

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 福岡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

[学校教育法第9条関係]

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
※学校教育法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

[学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項関係]

- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの※学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

11 勤務条件について（令和8年1月1日時点）

※採用されるまでに給与・勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(1) 給与

| | |
|-----|------------------|
| 初任給 | 日本語指導教諭（小学校・中学校） |
| 大学卒 | 約 308,000 円～ |
| 短大卒 | 約 288,000 円～ |

※上記の給与には、給料のほか、給料の調整額、教職調整額、地域手当（給料の10%）及び義務教育等教員特別手当を含みます。

※上位の学歴や経験年数を有する者は、一定の基準により、上記の給与に加算されることがあります。

(2) 諸手当

上記(1)のほか、給与関係の条例、規則等の定めるところにより、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（年間4.65月分*）等が支給されます。

※期末・勤勉手当の支給月数は、基準日前6月以内における福岡市職員としての在職期間等に応じて除算されます。

(3) 勤務時間

1日7時間45分（週38時間45分）

(4) 休日等

土曜日、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(5) 休暇等

年次有給休暇（1年度に20日（年度途中の採用者は、採用後の月数に応じて付与））、特別有給休暇（夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、育児休業等があります。

(6) 福利厚生

健康保険と年金保険については、公立学校共済組合への加入となります。

また、福岡市教職員互助会や福岡県教職員互助会に加入し、下記の福利厚生を受けることができます。

- 給付事業（結婚祝金、出産見舞金、入学祝金 など）
- 貸付事業（一般資金、修学資金、自動車購入資金 など）
- 文化事業（観劇、スポーツ観戦、展覧会、カルチャーセンターの利用助成 など）
- 健康事業（人間ドック、スポーツクラブの利用助成 など）

Q & A

Q1. 福岡市の教員として働く魅力は何ですか。

- A. 職員同士のつながりの強さ、通勤の利便性、充実した教育環境やサポート体制など、多くの魅力があります。

☆活発な職員同士の交流

近隣校のみならず、市内全域の職員同士のつながりが強いいため、教員生活を送る中で出てくる不安や迷いはもちろん、福岡市での暮らしのことなども相談しやすい環境です。

☆通勤の利便性

バス・電車・地下鉄と交通網が整備されており、他都市と比べても平均通勤時間が短く、便利です。

☆教員が子どもと向き合う環境づくり

学習指導員や部活動指導員、学校生活支援員などの専門スタッフの拡充をしています。

☆研修制度やサポート体制の充実

充実した研修制度やサポート体制が整っています。詳しくはQ3・4をご参照ください。

Q2. 日本語指導教諭の仕事とはどんな内容ですか？

- A. 小学校、中学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、授業や教育活動に参加できるよう指導・支援する仕事です。

「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的として、教科等の授業を理解し、学校生活を送るうえで必要な日本語を、在籍学級以外の教室で行う教育の形態です。日本語指導教諭は、個々の児童生徒の日本語の能力や特性を的確に把握し、それに応じた指導を行うことが不可欠です。

日本語指導においては、限られた時間の中で1対1の個別指導を行うこともあり、担当教諭は、児童生徒の日本語習得状況を的確に把握する力を求められることとなります。

また、近年は外国人児童生徒の国籍や帰国児童生徒の在住国の多様化が進み、母語や文化的背景を理解し尊重する多文化理解力も求められています。

Q3. 研修制度やサポート体制について教えてください。

- A. 採用後はもちろん、採用前から研修を実施しており、経験や力量に応じて資質・能力を高めていくことができます。また、授業力向上の支援等のサポートも充実しています。

☆採用前研修で円滑なスタートを

不安を和らげ、円滑に教育活動をスタートすることができるよう、教育公務員としての心構えや教員生活、子どもとの関係づくりや授業づくり等について事前に学ぶ、オンデマンド研修や集合研修を実施しています。

☆経験年数に応じた研修でレベルアップ

採用後は初任者研修（1年次・2年次・3年次）を始め、6年次研修や中堅教諭等資質向上研修等、経験年数に応じて求められる資質・能力の向上を着実に図ることができるような研修があります。

また、教科指導に関する基礎的・基本的な内容をオンデマンド動画で学び、教員同士で専門性を高め合うことができる「教科等研修」や今日の教育課題について学ぶ「キャリア研修」、特別支援教育や教育相談に関する研修など、多数の講座を設定し、学びの機会を作っています。

☆充実した授業力向上支援

授業力向上支援センター（福岡市教育センター2階）では授業づくりに役立つ書籍や教材等の貸出を行っており、ほかにも福岡市先生応援サイトでの指導案及び教材共有、動画配信等の実施など、授業力向上の支援を行っています。

Q4. 日本語指導教育に関する研修等がありますか？

- A. 新たに日本語指導を担当する教員向けの新任研修のほか、日本語指導の技術向上を図る研修や情報交換を目的とした連絡会があります。

☆日本語指導担当新任教員研修（年3回）

日本語指導教諭としての役割や基本的な考え方、指導方法について学びます。

日本語指導が必要な児童生徒の多様な背景を踏まえ、やさしい日本語や教材の活用、実践の振り返り、関係者との連携について理解を深め、今後の指導に活かすことを目的としています。

☆日本語指導担当教員研修（年4回）

教材研究や授業参観・授業についての意見交換・協議等を通して、日本語指導の指導力を高めるとともに、指導上の課題や工夫について参加者同士で共有し、より効果的な日本語指導につなげることを目的としています。

☆日本語指導担当教員連絡会

日本語指導を必要とする児童生徒の受入れ状況や指導体制など、福岡市が進める「子ども日本語サポートプロジェクト」について共通理解を深めることを目的とした全体連絡会を開催しています。

Q5. 令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験の「一般選考試験」や「教職経験特別選考」と、今回の「令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験（日本語指導教諭）」の両方を受験することはできますか？

- A. 受験可能です。

令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験（一般選考試験）又は（教職経験特別選考）の受験者であっても、本選考試験を受験することができます。

ただし、一般選考試験又は教職経験特別選考に合格した者が本選考試験に合格した場合は、本選考試験の合格者とし、一般選考試験及び教職経験特別選考の合格を辞退した者として取り扱います。

Q6. 免許状は、出願時や受験時に有効な状態である必要がありますか。

- A. 出願時や受験時は、免許状が有効な状態でなくてもかまいませんが、採用日時点で有効な普通免許状を所有している必要があります。

免許状が有効な状態でなくても、出願や受験をすることはできますが、採用日（令和9年4月1日とする。）時点で有効な普通免許状を所有していない場合は、受験資格を満たさないものとして合格を取り消すと同時に、採用候補者名簿から削除しますので注意してください。

Q7. 経験年数はどのように数えますか。

- A. 経験年数の算定は、1日でも勤務した月は、1月と計算します。

経験年数の算定にあたっては、1日でも勤務した月は、1月として計算します。

ただし、例のとおり、同一の月に異なる任用の終期と始期を含む場合は、いずれか一方のみを1月と計算し、他方の任用の経験年数には、1月を含めないでください。

<例>

A校での勤務：令和7年4月12日～令和7年8月15日…5月

B校での勤務：令和7年8月20日～令和8年3月28日…7月

出願から採用までのスケジュール

出願から採用までのスケジュールは、下記を予定しています。

【出願期間】

<電子申請> 令和8年7月1日（水）～ 令和8年7月31日（金）※午後5時

【第1次試験】 令和8年9月5日（土）

【第1次試験合格発表】 令和8年9月下旬予定

【第2次試験】 令和8年10月3日（土）又は10月4日（日）

【第2次試験合格発表】 令和8年10月下旬予定

【第1回採用手続き会】 令和8年10月下旬～11月上旬予定
（採用手続き関係書類の提出、採用に向けたガイダンス等）

【第2回採用手続き会】 令和8年12月下旬予定
（配置校決定に当たっての個人面談、写真撮影等）

【配置校通知】 令和9年3月下旬予定
（配置校通知後に事前の学校訪問）

【採用】 令和9年4月1日（木）以降（原則）

※教員採用候補者選考試験に関する情報などをホームページやX（旧 Twitter）で随時発信していますので、ご確認ください。

【申込み・問い合わせ先】

福岡市教育委員会 教職員第1課（福岡市役所11階）

TEL：092-711-4612 FAX：092-733-5536

受付時間：平日午前8時45分から午後6時まで

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号

<福岡市教育委員会 教員採用候補者選考試験ホームページ>

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/kyouinn01.html>

ホームページ



X





随時出願受付中

臨時教職員（講師等）として勤務を希望する方の試験への申込みを、
年間を通じて受け付けています。

メリット1

本市講師だけが受験できる
教員採用試験の
特別選考
を実施！

メリット2

教員採用試験で
試験が免除
になる！

メリット3

常勤講師研修
非常勤講師等研修
を受講できる！

現場経験を積んで実力アップ！



給与の例

| 給与 | 臨時的任用職員（常勤） | | |
|-----|-----------------|------------|------------|
| | 講師・養護助教諭（小・中・高） | 学校栄養職員 | 事務職員 |
| 大学卒 | 約285,000円～ | 約242,000円～ | 約222,000円～ |
| 短大卒 | 約266,000円～ | 約220,000円～ | 約213,000円～ |

| 給与 | 会計年度任用職員（非常勤） | | |
|-----|-----------------|----------------|----------------|
| | 講師・養護助教諭（小・中） | 実習助手 | 講師（高） |
| 日額 | 約9,900円～10,100円 | 約7,100円～8,800円 | — |
| 時間額 | 約1,800円 | — | 約2,060円～2,170円 |

（記載内容については、給与改定等により変更となる場合があります。）

※表内額には、地域手当も含まれます。

※給料のほか、条件に応じて期末・勤勉手当、通勤手当等を支給します。

臨時教職員へのご応募はこちらから

で検索

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/rinji_8_1.html

